

税理士法の改正要望について

令和3年6月23日



概要

経済・社会の更なるICT化が進展する中、ウィズコロナ・アフターコロナの社会・経済状況を見据え、ICTを前提とした税理士制度への変革が求められている。また、税理士には税理士業務のみならず、公益性の高い業務を担うことも求められている。

これら税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応すべく、多様な人材の確保を図るとともに、税理士の資質の一層の向上など国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、次のとおり税理士法の改正を要望する。

ICT化とウィズコロナ時代への対応

- 税理士の業務のICT化推進の明確化
- 税理士会等の通知等の電子化
- 事務所規定の見直し
- 稅務代理における利便の向上
- 電子記録媒体の見直し

多様な人材の確保

- 受験資格要件の見直し

税理士に対する信頼の向上を図るために環境整備

- 税理士法人の業務範囲拡充
- 税理士法違反行為の時効制度の創設
- 社員税理士の法定脱退事由の整備

その他

- 法33条の2に規定する書面の名称変更及び資産税用の様式制定

① 税理士の業務のＩＣＴ化推進の明確化

【改正要望内容】

経済のデジタル化、グローバル化の進展等の環境変化に伴う税理士制度の継続的発展を期するため、電子申告・納税、電子帳簿、マイナポータルの利活用など税理士の業務のＩＣＴ化の推進を通じて、納税義務者の利便性向上に努めることを明確化すべきである。

【要望の背景】

経済・社会の更なるＩＣＴ化が進展する中、ウィズコロナ・アフターコロナの新しい社会も見据え、納税環境の電子化を推進していくことが喫緊の課題。こうした中、税理士は、税務に関する専門家としての使命を果たすため、ＩＣＴを積極的に利用し、納税者の利便の向上と社会全体の効率化・高度化に寄与していく必要。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

税理士の業務のＩＣＴ化の推進を通じた納税義務者の利便性向上

- ・納税者(依頼者)対応のデジタル化の推進
⇒ 資料授受の非書面化、税務相談等の非対面化による業務の迅速化・効率化
- ・行政対応のデジタル化の推進
⇒ 行政手続、調査対応等のペーパーレス化による迅速化・効率化
- ・業務環境のデジタル化の推進
⇒ ウェブ・クラウド・インターネット等を活用したテレワークなどの働き方の多様化への対応



② 税務代理における利便の向上

【改正要望内容】

現状、税務代理は「税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること」とされているところ、その範囲に「税務官公署から納税者に対する通知等の受領を代理すること」が含まれることを明確化すべきである。

また、納税証明書の受領などで任意の委任状の提出が求められるが、税務代理権限証書で対応できるようにすべきである。

【要望の背景】

税務代理の円滑化に資する観点から、税務代理(法第2条第1項第1号)について、税務官公署から納税者に対する処分通知等の受領の代理を含めた整理をする必要。

また、納税者と税務代理人の関係に関する明示手続について、所要の整備を行う必要。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

税理士が行う主な代理行為	税務代理への該当性	代理関係を示すために必要な書類	
<ul style="list-style-type: none">申告書の作成・提出申告に関する税務官公署の質問への回答調査での指摘に対する主張・陳述調査の事前通知の受領 ※1調査の結果通知・説明の受領 ※1処分の通知の受領	税務代理に該当する	法定の税務代理権限証書	※ 1 国税通則法等において、税務代理人のみが代理受領できることが明示されている（ただし税務代理の該当性については言及なし）。
<ul style="list-style-type: none">マイナポータルに格納されている納税義務者等の情報の取得税務官公署に提出されている申告書等の閲覧請求した納税証明書の受領 ※2	税務代理に該当しない (一般的な代理)	任意の委任状	※ 2 納税証明書の交付請求自体は、国税通則法に基づく請求行為であるため、税務代理に該当する。 ① 税務代理に該当する旨を通達で明確化 ② 税務代理権限証書に記載できるよう、様式の見直し

③ 税理士会等の通知等の電子化

【改正要望内容】

税理士会総会等招集通知などについては、書面により行うこととされているところ、電子的に行うことができるよう改正すべきである。

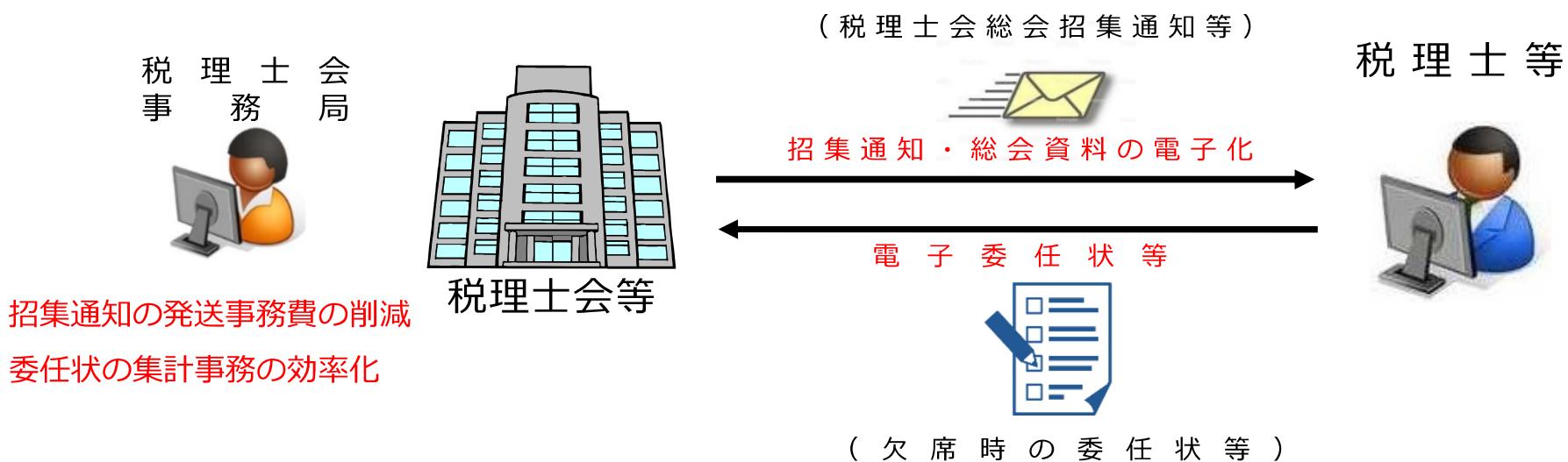
【要望の背景】

ウィズコロナ・アフターコロナの社会・経済状況を見据え、書面が前提とされている、税理士会総会等招集通知などの行政機関以外に対する通知等について、電子的な方法により「通知」を可能とする必要。

【対象文書等】

- 税理士会総会における招集通知（令第7条第2項）
- 総会欠席時の委任状（令第7条第4項）など

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】



④

電子記録媒体の見直し

【改正要望内容】

税理士法における電子記録媒体が「磁気ディスク」とされているところ、光ディスクその他の媒体が含まれるよう「電磁的記録」に改正すべきである。

【要望の背景】

税理士名簿(法第19条)及び税理士が作成する帳簿(法第41条)において、電子記録媒体が「磁気ディスク」と規定されているところ、光ディスク等のその他の電子記録媒体をもって作成できるようにする必要。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

【現状（限定）】

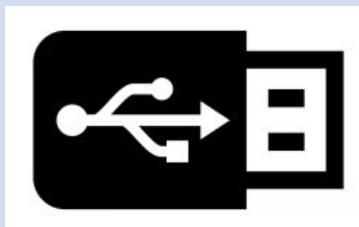
HDD・FDD
(磁気ディスク)



これに加えて

【電子記録媒体の例】

S S D (フラッシュメモリ)	U S B メモリ (フラッシュメモリ)	D V D ・ C D (光ディスク)
---------------------	-------------------------	------------------------



⑤ 事務所規定の見直し

【改正要望内容】

税理士業務のICT化や多様化する働き方に対応するため、物理的な設備の状況等のみを判定基準とする税理士事務所の定義を見直すべきである。

【要望の背景】

令和2年5月に作成した「税理士の業務とテレワーク(在宅勤務)～新型コロナウイルス感染防止対応版～」は在宅勤務に焦点を当てたものであり、在宅勤務以外の方策(例えば、サテライトオフィスの利用)について、検討を進め、税理士法基本通達を見直す必要。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

【改正の方向性】

- ・ 事務所とは对外表示など委嘱者との契約上の所在地を表すものであり、かつ、税理士会や行政からの指導連絡監督が遅滞なく行われる環境下にあることが重要
- ・ 応接セットや事務用備品、会計・税務書類作成ソフト等を使用するためのPC等の設備は税理士業務を執行するために必要な備品ではあるが、デジタル化社会においては、事務所に固定的に設置されていなくても税理士業務を執行することは可能
- ・ 法第40条第3項（二ヶ所事務所禁止規定）の趣旨は、「①法律関係を明確にする上で便宜であること、②個人の監督能力を超えて業務の範囲を拡大することを規制すること」とされているが、使用人等に対する税理士の監督が機能・確保される限りにおいては、本規定以外の規定によって使用人による非違行為を抑止することが可能

○ 税理士法基本通達＜抄＞ (事務所)

40—1 法第40条に規定する「事務所」とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定するものとする。

⑥ 受験資格要件の見直し

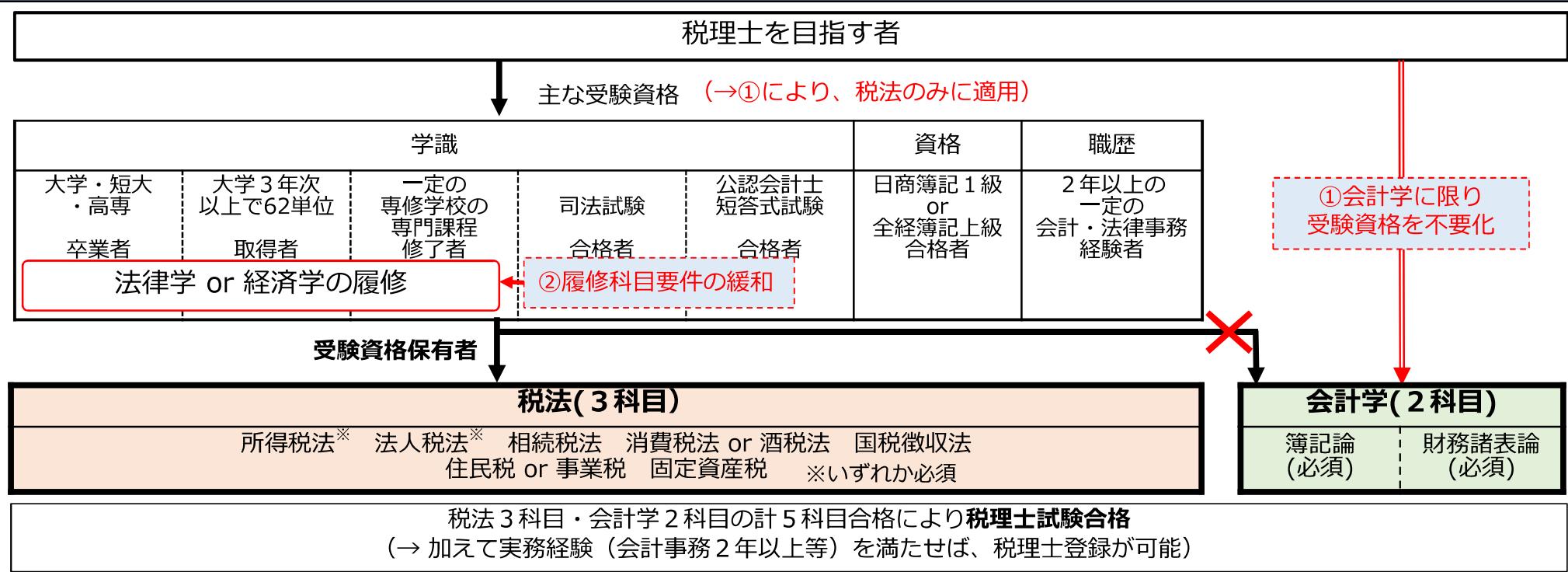
【改正要望内容】

多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するため、会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要とするなど、要件を緩和すべきである。

【要望の背景】

経済社会の多様化に対応するため、税理士試験の受験資格について、①会計学の受験資格を不要(早期のファーストタッチ)とともに、②大学卒業等に係る履修科目要件を緩和(多様化への対応)する必要。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】



税理士法人の業務範囲拡充

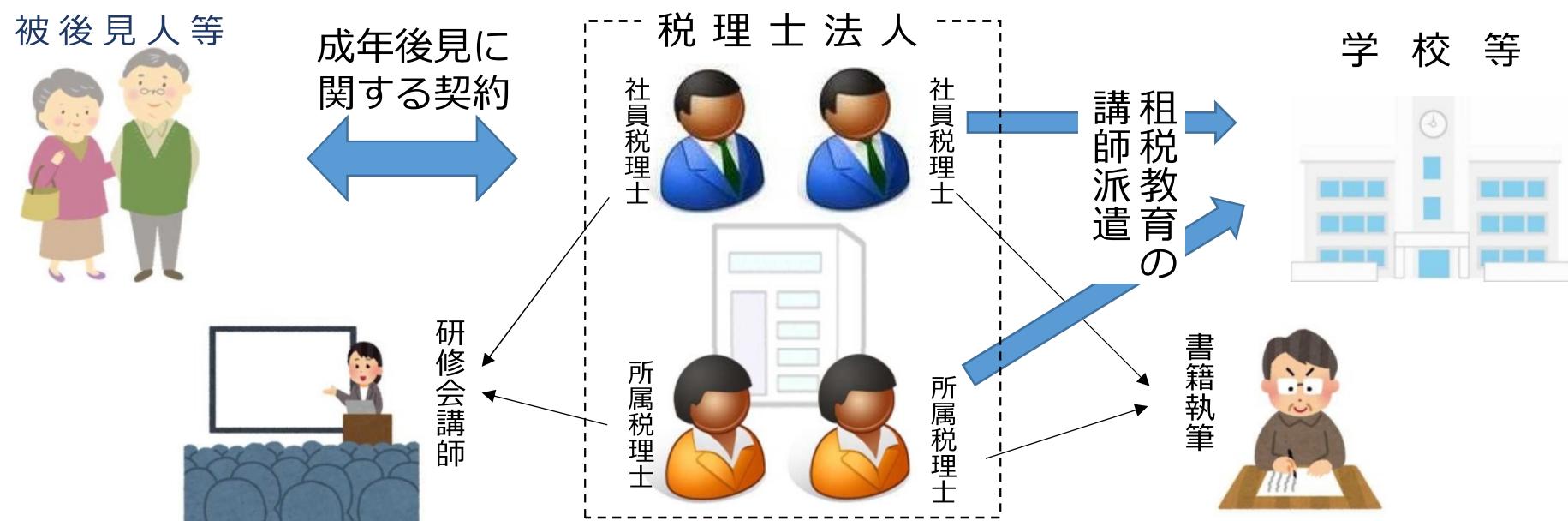
【改正要望内容】

税理士法人の業務範囲について、税理士が法令等に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの社会貢献に資する業務等を含めることができるよう改正すべきである。

【要望の背景】

現在、税理士法人の業務は税理士業務のほか、会計業務に限られている。その中で、多くの税理士がその専門的知見を活かして租税教育や成年後見などの業務に取り組んでいるほか、税法関連の研修会講師や書籍執筆など行っている現状を踏まえ、公益的業務などの業務については税理士法人の業務範囲に加える必要。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】



⑧ 社員税理士の法定脱退事由の整備

【改正要望内容】

税理士法人における社員税理士の法定脱退事由として、業務停止処分を明記すべきである。

【要望の背景】

法第48条の4(社員の資格)第2項第1号において業務停止期間中の者は社員となることはできないとされている。一方で、社員税理士が業務停止処分を受けた場合における社員資格について法第48条の17(法定脱退事由)に規定がないことから、取扱いを明らかにする必要。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

社員税理士の資格	法第48条の4	第1項	<ul style="list-style-type: none">税理士法人の社員は、税理士でなければならない。
		第2項	<p>次に掲げる者は、社員となることができない。</p> <ul style="list-style-type: none">税理士法の懲戒処分により「税理士業務の停止」の処分を受けた場合等において、当該業務の停止の期間を経過しない者税理士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日内に当該税理士法人の社員であつた者でその処分の日から三年を経過しないもの
法定脱退	法 第 4 8 条 の 1 7		<ul style="list-style-type: none">税理士の登録の抹消定款に定める理由の発生（例えば、定年など）総社員の同意除名（他の社員の過半数による決議 + 裁判所による判決）

⇒ 税理士業務の停止により社員税理士となる資格を有しないこととなった場合には、法令上、強制的に脱退することを明確化する。

⑨ 税理士法違反行為の時効制度の創設

【改正要望内容】

税理士法違反行為について、税理士懲戒処分等は信用に関わる重大な問題であり、税理士による反論手段を確保するため、税理士法違反行為後10年が経過した後は税理士懲戒処分ができないようにする規定を創設すべきである。

【要望の背景】

法的安定性の確保、質問検査権に対応する者の負担軽減の観点から、税理士法違反行為後、一定の期間を経過した場合には当該税理士法違反行為について、税理士懲戒処分ができないようにする必要。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

税理士法違反行為



税理士

10年後

懲戒処分不可能

懲戒処分可能



税務職員

脱税相談・不真正税務書類の作成といった税理士法違反行為は、課税調査時に把握されるものであり、課税処分の除斥期間が7年であることから、課税調査で把握した7年前の税理士法違反行為につき、適切な懲戒処分を科すには、10年が適当

⑩ 法33条の2に規定する書面の名称変更及び資産税用の様式制定

【改正要望内容】

書面添付制度の更なる普及促進に資するため、法33条の2に規定する書面の名称について、書面の趣旨を端的に表すものに変更すべきである。また、相続税及び贈与税などに適した複数の様式を制定すべきである。

【要望の背景】

現状、書面様式の名称が「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」となっているところ、例えば、「税理士法第33条の2第1項に規定する計算事項書面」といったものとする必要。また、現状、「帳簿書類の名称」といった記載欄が相続税・贈与税申告用として不適当であることから、これに対応する必要。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

● 書面の記載様式名称の変更案（イメージ）

改正後

税 申告書（ 年分、 年月日 事業年度分、 ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する計算事項書面 **33の2(1)**

年 月 日
記入

※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称
事務所の所在地	電話（ ） -
氏 名	印
書面作成に 係る税理士	事務所の所在地
所属税理士会等	電話（ ） -
税理士会	支部 登録番号 第 号

改正前

税 申告書（ 年分、 年月日 事業年度分、 ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 **33の2(1)**

年 月 日
記入

※整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称
事務所の所在地	電話（ ） -
氏 名	印
書面作成に 係る税理士	事務所の所在地
所属税理士会等	電話（ ） -
税理士会	支部 登録番号 第 号

【参考】会則等で措置する項目

○ 会則遵守義務の徹底

所属税理士及び社員税理士の会則遵守義務の履行を徹底できるよう、開業税理士及び税理士法人への指導等、会則等において必要な措置を講じる。

○ 周旋業者の利用に関する指針の整備

日税連・税理士会において納税者の誤導又は誤認のおそれがある誇大広告や比較広告等を禁じている趣旨に鑑み、税理士の品位又は信用を保持するため、税理士の周旋業者の利用に関する指針を設ける。

○ 税理士職業賠償責任保険制度のあり方の検討

税理士業務の高度化・複雑化に伴うリスクの多様化に鑑み、税理士制度の社会的信頼性の更なる向上を図るため、納税者保護と事務所防衛の観点から、全員加入を含む保険制度設計を踏まえた税理士職業賠償責任保険制度のあり方を検討する。